

令和8年3月26日
病院事業局

報道機関各位

職員の処分について

本日、下記のとおり職員の懲戒処分等を行いましたので、お知らせします。

記

1 人身事故事案

(1) 中央病院 30歳代の医師（女性） 戒告

【事案の概要】

令和7年6月、天童市内において普通自動車を運転中、交差点の入口付近で一時停止後、発進して右折する際に、右方向から進行してきた自動車に衝突し、同車の運転者に傷害を負わせたことにより、運転免許停止の行政処分及び罰金の司法処分を受けた。

(2) 中央病院 50歳代の看護職員（女性） 文書訓告

【事案の概要】

令和7年4月、天童市内において普通自動車を運転中、前方不注意により停止中の自動車に衝突し、同車の運転者及び同乗者に傷害を負わせ、運転免許停止の行政処分を受けた。

2 速度超過運転事案

新庄病院 40歳代の看護職員（女性） 戒告

【事案の概要】

令和7年10月、新庄市内において普通自動車を運転中、指定速度50km/hのところ、80km/hで走行し、運転免許停止の行政処分及び罰金の司法処分を受けた。

問合せ先
病院事業局県立病院課 副主幹 川瀬
電話：023-630-2328
広報監 病院事業局長 竹田